

別表（第2条関係）

|              |   |
|--------------|---|
| 補助事業名        | 企業魅力アップ・定着支援事業(情報発信・採用活動補助金)  |
| 補助事業の目的      | 民間求人メディアへの掲載や就職面接会への出展など、採用力・定着力強化に向けた取組みに要する経費の補助を行うことにより、新規学卒者等の採用に苦勞している県内中小企業の人材確保とともに大学卒業時の地元就職と県外からのU J I ターン就職を促進する。 |
| 補助事業の対象となるもの | 阪神北、東播磨（明石市除く）、北播磨、中播磨（姫路市除く）、西播磨、但馬、丹波、淡路地域に本社又は主たる事業所を置く中小企業等   |
| 補助事業の対象となる経費 | (1) 民間求人メディア掲載料<br>(2) 民間就職説明会・面接会等出展料<br>(3) 自社HP改修経費  |
| 補助率          | 補助対象経費の1/2  |
| 補助金の額        | 1社あたり20万円を上限として、情報発信・採用活動に要する経費のうち、知事が予算の範囲内で必要と認める額  |
| 適用除外する条項     | 第19条  |
| その他の事項       | 今後1年間の採用計画人数が、直近1年間の採用人数を上回っていることを補助の要件とする。   |

別 に 定 め る 事 項

| 関 係 条 項    | 内 容  |
|------------|--|
| 第 3 条      | (添付書類)<br>企業魅力アップ・定着支援事業計画書 (別紙 1)<br>企業魅力アップ・定着支援事業経費積算書 (別紙 2) |
|            | (指定期日)<br>別途定める日   |
| 第 7 条第 1 項 | (軽微な経費配分の変更)<br>補助対象経費の経費区分相互間における少ない方の額の 20%以内の変更               |
|            | (軽微な事業内容の変更)<br>補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部を変更する場合            |
| 第 8 条第 1 項 | (添付書類)<br>企業魅力アップ・定着支援事業変更計画書 (別紙 3)                             |
|            | (指定期日)<br>変更のあった日から 2 週間以内                                       |
| 第 9 条第 1 項 | (報告事項等)<br>—   |
| 第 11 条     | (添付書類)<br>1 企業魅力アップ・定着支援事業実績報告書 (別紙 4)<br>2 その他必要と認められる書類        |
|            | (指定期日)<br>補助事業終了後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで               |